電力供給契約書（案）

多古町（以下「発注者」という。）と○○○○○○（以下「受注者」という。）は、多古町役場庁舎外８施設で使用する電力の供給（長期継続契約）について次のとおり契約を締結する。

（目　的）

第1条　受注者は、次に掲げる対象建築物を使用するために発注者が必要とする電力を安定的に需要場所に供給し発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

(1) 需 要 場 所	多古町役場庁舎外8施設 多古町多古584番地外
(2) 業種及び用途	別紙仕様書のとおり
(3) 契 約 電 力	別紙仕様書のとおり
(4) そ の 他 条 件	別紙仕様書のとおり

（契約期間）

第2条　契約（供給）期間は、平成31年4月1日午前0時から平成33年3月31日午後12時までとする。

（契約単価）

第3条　契約単価は、次のとおりとする。ただし、以下の単価については、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

基本料金		円/キロワット/月
電力量料金	夏 季	円/キロワット時
	その他季	円/キロワット時

夏季とは、毎年7月1日から9月30日までの期間を示し、その他季とは第2条の供給期間における夏季以外をいう。

（契約保証金）

第4条　受注者は、別紙仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて得た金額（以下「総価金額」という。この契約の特約についても同じ。）の10分の1以上を契約保証金として契約日までに発注者に納付すること。

2　発注者は、受注者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3　契約保証金には、利子は付さないものとする。

○契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合

第4条　受注者は、別紙仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて得た金額（以下「総価金額」という。この契約の特約についても同じ。）の10分の1以上を契約保証金として契約日までに発注者に納付することとし、その納付に代えて○○○を保証として付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

2　発注者は、受注者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに前項の担保を返還するものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合（保険会社の履行保証保険の場合）
第4条　受注者は、別紙仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて得た金額（以下「総価金額」という。この契約の特約についても同じ。）の10分の1以上を契約保証金として契約日までに発注者に納付することとし、その納付に代えて○○○を保証として付したときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、受注者はこの契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

○契約保証金の納付を免除する場合（過去２年間に２回以上の履行実績等により、履行確実の場合）
第4条　発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利業務の譲渡禁止）
第5条　受注者は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。
（接続供給契約により生ずる債務の負担）
第6条　受注者が一般電気事業者と締結する接続供給契約によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務（発注者に起因して生ずる金銭債務を除く。）は、受注者が負担するものとする。
（契約電力）
第７条　各月の契約電力は，次の各号に該当する場合を除き，その１月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値とする。
(1)　契約受電設備を増加する場合で，増加した日を含む１月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。
(2) 契約受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなとき。
2　最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，契約電力を発注者と受注者とが協議して速やかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，第１項によって定めることとする。
（使用電力量の増減）
第8条　使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量を増減できるものとする。
（計量及び検査）
第9条　計量日時は、受注者との協議により定めた日によるものとする。受注者は計量日に計量器に記録された値の読み取り値により使用電力量を算定し、発注者の指定する検査を受けなければならない。
（電気料金の算定）
第10条　電気使用に対する代金（以下「電気料金」とする。）の算定は、1ヶ月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により行うものとする。

（電気料金の支払い）

第11条　受注者は、第9条に定められた検査に合格後、速やかに適法な請求をもって各月毎に料金を請求することができる。

2　前項の電気料金は、第1条又は第7条に定める契約電力に第3条に定めた契約単価（基本料金）を乗じて得た金額と当該月における使用電力量に第3条に定めた契約単価（電力量料金）を乗じた金額（ただし、燃料費調整及び太陽光発電促進付加金を加え、または差し引いた金額とする。当該料金に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てた金額とする。）とする。

3　前項の力率割引割増、燃料費調整、太陽光発電促進付加金の算定方法は当該地域を管轄する一般電気事業者が定める電気需給約款［特定規模需要（高圧）］の積算方法による。

4　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給方式条件による。

5　発注者は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を受注者に支払うものとする。

（契約単価等の変更）

第12条　この契約を締結した後において、経済事情の変化等により契約単価が不適当となった場合は、発注者及び受注者が協議のうえ当該契約単価を変更することができる。

（損害賠償の負担）

第13条　受注者は、自己の責任により電力供給の停止等のため発注者に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2　第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、発注者が当該第三者に損害賠償の請求をする場合は、受注者は発注者に協力するものとする。

3　第1項の規定による損害賠償の額は、発注者及び受注者が協議のうえ、これを定めるものとする。

（受注者の責による契約の解除）

第14条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当する事由が発生した場合は、この契約を解除することができる。

(1) この契約に関して提出した書類に虚偽又は不正の記載があった場合。

(2) 天災、その他の不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。

(3) 故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

(4) その他契約に定めた条件に違反したとき。

2　受注者は、前項の規定により契約解除された場合は、当該日から契約期間満了の日までに係る仕様にもとづき，契約電力に第3条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じ、力率割引・割増をおこなった金額に予定使用電力量に第3条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額を加えた金額の10分の１に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

（秘密の厳守）

第15条　受注者は、この契約による業務を履行するため、知り得た秘密を他人に漏らしてはなら

ない。なお、本契約終了後においてもこの責任は負うものとする。

（個人情報の保護）

第16条　受注者は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（費用の負担）

第17条　この契約の締結に要する費用は受注者の負担とする。

（法令の遵守）

第18条　この契約の執行について、発注者及び受注者は関係法令を遵守し信義に従い誠実にこれを行わなければならない。権利の濫用や公序良俗に反する行為は行ってはならない。

（合意管轄裁判所）

第19条　この契約にかかる訴訟は、発注者の町役場所在地を管轄する裁判所とする。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第 20 条　この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

（補　則）

第 21 条　この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し発注者及び受注者が記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　千葉県香取郡多古町多古５８４番地
多　古　町
多古町長　　所　　一　重

受注者

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

（総則）

第 1 条　この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（談合その他の不正行為に係る解除）

第 2 条　多古町（以下「発注者」という。）は、○○○○○○（以下「受注者」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 66 条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3)　受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2　受注者が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3　受注者は、前 2 項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、当該日から契約期間満了の日までに係る仕様にもとづき，契約電力に契約第 3 条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じ、力率割引・割増をおこなった金額に予定使用電力量に契約第 3 条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額を加えた金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

4　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5　本条第 1 項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第 3 条　受注者は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、当該日から契約期間満了の日までに係る仕様にもとづき，契約電力に契約第 3 条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じ、力率割引・割増をおこなった金額に予定使用電力量に契約第 3 条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額を加えた金額の 10 分の 2 に相当する金額を発注者の指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合、その他発

注者が認める場合はこの限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3　前 2 項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第 4 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　受注者の役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2)　受注者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3)　受注者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4)　受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5)　受注者の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(6)　受注者が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

2　受注者が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3　受注者は、前 2 項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、当該日から契約期間満了の日までに係る仕様にもとづき，契約電力に契約第 3 条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じ、力率割引・割増をおこなった金額に予定使用電力量に契約第 3 条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額を加えた金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

4　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5　本条第 1 項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 5 条　受注者は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2　受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。